明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一―三九―四）　一
○原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則（**同**一―五八）　三

〔告　示〕
○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件（**総務**三三九）　七
○史跡に指定する件（**文部科学**一四五）　八
○名勝及び史跡に指定する件（**同**一四六）　二
○名勝及び天然記念物に指定する件（**同**一四七）　二
○天然記念物に指定する件（**同**一四八）　二
○特別史跡に地域を追加して指定する件（**同**一四九）　二
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一五〇）　二
○史跡に地域を追加して指定する件（**同**一五一）　二
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一五二）　二
○天然記念物に地域を追加して一部を解除する件（**同**一五三）　二
○天然記念物に地域を追加して指定する件（**同**一五四）　二
○記念物を登録記念物に登録する件（**同**一五五）　二
○登録記念物の登録を抹消する件（**同**一五六）　二
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（**同**一五七）　二
○重要文化的景観に地域を追加して選定し、名称を改める件（**同**一五八）　二

〔官庁報告〕
官庁事項
昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一六）　二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
平成二十三年度財務諸表（独立行政法人中小企業基盤整備機構・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）、税理士証票無効・登録まつ消関係　二
地方公共団体
行旅死亡人関係　二
会社その他
会社決算公告　二

規　則

人事院規則一―三九―四

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年九月十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一―三九―四

人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の一部を次のように改正する。

題名中「及びその適用を受ける特定事業」を削る。

第一条中「同条第三項」を「同法第三十四条」に改め、「及びその適用を受ける同条第二項に規定する特定事業」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条　前三条の定めるところにより規制の特例措置を適用する事業の名称は、別表に掲げるとおりとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の十九の表規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業）の項中「及びその適用を受ける特定事業」を削る。

人事院は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年九月十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一―五八

原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（人事院規則九―二の一部改正）

第一条　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「、原子力安全・保安院長」を削り、「及び地球環境審議官及び原子力規制庁長官」に改める。

（人事院規則九―六の一部改正）

第二条　人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

二十一　原子力規制庁（人事院の定める事務所に限る。）	(1)　原子力保安検査官	二
	(2)　原子力防災専門官（人事院の定める者に限る。）	

（人事院規則九―七の一部改正）

第三条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。